

No	ページ	行等	正	誤	備考
1	2	下から2行目	枠組壁工法	枠組工法	2019/5/27追加
2	7	図2.1-1	<p>図2.1-1 差し替え(赤字部分を修正)</p> <p>→ CLT パネル工法建築物の選択可能ルート          → その他の木造建築物の選択可能ルート</p> <p>高さ &gt; 60m → 令 36 条 1 項          令 81 条 1 項          → 平 12 告示 1461 号          時刻歴応答解析ルート*</p> <p>高さ ≤ 60m and (高さ &gt; 13m or 軒高さ &gt; 9m) → 令 36 条 2 項 二 号          → 耐久性等関連規定          → 令 81 条 2 項 一 号 口          限界耐力計算*</p> <p>令 36 条 2 項 一 号          → 令 81 条 2 項 一 号 イ          保有水平耐力計算</p> <p>令 36 条 2 項 三 号          → 令 81 条 2 項 二 号 イ          ・高さ ≤ 31m          許容応力度等計算</p> <p>(階数 ≥ 3 or 延べ面積 &gt; 500 m<sup>2</sup>) and 高さ ≤ 13m and 軒高さ ≤ 9m → 令 81 条 3 項          → 令 82 条          → 令 82 条 の 4          許容応力度計算*</p> <p>階数 ≤ 2 and 高さ ≤ 13m and 軒高さ ≤ 9m and 延べ面積 ≤ 500 m<sup>2</sup> → 令 36 条 3 項          → 令 3 章 3 節, 7 節 の 2</p> <p>令 3 章 7 節 の 2          第 80 条 の 2</p> <p>国土交通大臣認定</p> <p>※ CLT パネル工法告示第七の耐久性等関係規定は適用される。</p> <p>令 46 条 2 項 (壁量計算除外)          → 昭 62 告示 1898 号 使用可能材料          → 昭 62 告示 1899 号          第一号 令 82 条          第二号 令 82 条 の 2 (層間変形角)等          第三号 令 82 条 の 6 (偏心率)等          構造計算ルート</p> <p>その他の令第 3 章 3 節の仕様書的规定</p> <p>END</p> <p>令 46 条 4 項 (壁量計算)          壁量計算ルート</p> <p>CLT パネル工法告示          平 28 国交告第 611 号</p> <p>*本告示第十における呼称は「令第 82 条各号及び同令第 82 条の 4 に定めるところによる構造計算」である。</p>	<p>2016/8/2追加</p>	

No	ページ	行等	正								誤								備考
			規定の概要	時刻歴	限耐	ルート3		ルート2 <sup>※1</sup>		ルート1	規定の概要	時刻歴	限耐	ルート3		ルート2 <sup>※1</sup>		ルート1	
Ds<0.75	Ds=0.75	Rf<2.5				Rf=2.5	Ds<0.75	Ds=0.75	Rf<2.5					Rf=2.5					
3	11	表2.2.1-1 品質基準告示 第一第二十三号の行	CLTを構造材として用いる場合には、JASまたは認定に適合すること	※3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2016/6/28公開
4	11	表2.2.1-1 許容応力度・材料強度告示 告示番号	(最終改正：平30国交告第1324号)																2019/5/27追加
5	11	表2.2.1-1 許容応力度・材料強度告示 第三第九号ハ	長期基準強度(面外曲げ)は、強軸3-3、3-4、5-5、5-7、弱軸3-3、3-4、5-5、5-7、7-7に限る																2019/5/27公開 ※平30国交告第517号による平13国交告第1024号の改正による修正
6	11	表2.2.1-1 許容応力度・材料強度告示 第三第九号ニ	長期基準強度(面外曲げ)は、強軸3-3、3-4、5-5、5-7、弱軸3-3、3-4、5-5、5-7、7-7に限る																2019/5/27公開 ※平30国交告第517号による平13国交告第1024号の改正による修正
7	12	表2.2.1-1 欄外	○：適用される ×：適用できない ※1 Rf：第九第二号による応力割増し係数 ※2 △-◇は「△層◇プライ」を表す ※3 品質基準告示(平12建告第1446号)と同等以上の品質を確認																2016/6/28公開
8	13	19～20行目	強軸方向 <sup>6</sup> の応力を負担するもの 3層3プライ、3層4プライ、5層5プライ、5層7プライ 弱軸方向 <sup>6</sup> の応力を負担するもの 3層3プライ、3層4プライ、5層5プライ、5層7プライ、7層7プライ																
9	13	図2.2.2-1																	2019/5/27公開 ※平30国交告第517号による平13国交告第1024号の改正による修正
10	13	下から4行目	平13国交告第1024号第三第三号の規定に基づき、																2019/5/27追加
11	20	図2.2.5-2	(通し)袖壁パネル																2019/5/27追加
12	27	上から11行目	浸入																2019/5/27追加
13	30	上から5行目	袖壁パネルを設ける必要はなく、																2019/5/27追加

No	ページ	行等	正	誤	備考
14	37	上から8行目	第四第二号ハ	第四第一号ハ	2019/5/27追加
15	84	8行目 (表5.3-2の下)	第十号	第十	2016/8/2追加
16	139	上から21行目	第四第二号ハ	第四第一号ハ	2019/5/27追加
17	168	下から14行目	(構造用集成材を使用する場合にあってはラミナの厚さが21mm以上の 場合)に限り、	(構造用集成材を使用する場合にあってはラミナの厚さが20mm以上の 場合)に限り、	2016/9/1追加
18	169	上から19行目	又は次に掲げる基準に適合する	又は次に掲げる基準に適合する	2016/9/1追加